

①
**学校、児童福祉施設、
 病院、行政機関、
 旅客運送事業自動車
 (タクシー、バスなど)、
 航空機の内部**

2019年7月から (旅客運送事業自動車・航空機の内部は
 2020年4月から)

○敷地内禁煙



※屋外で受動喫煙を防止するために
 以下の必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することが可能

- ・喫煙場所が区画されている
- ・喫煙場所の記載した標識が掲示されている
- ・施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置

②
 ①以外の多数の者 (2人
 以上の者) が利用する施
 設、旅客運送事業船舶
 (フェリー・遊覧船な
 ど)、鉄道の内部

2020年4月から
 いずれか選択できます。

○屋内禁煙



○喫煙専用室を設置



※室外への煙の流出防止措置をした専用室のみ喫煙可
 (この室内で飲食は不可)

喫煙できる場所であることの掲示が必要

客・従業員ともに20歳未満の者は、喫煙室内に立入不可

○加熱式たばこ専用の喫煙室を設置



※室外への煙の流出防止措置をした専用室で
 加熱式たばこのみ喫煙可 (この室内で飲食は可)

喫煙できる場所であることの掲示が必要

客・従業員ともに20歳未満の者は、喫煙室内に立入不可

③
 既存の飲食店のうち、経
 営規模の小さい店舗
 (個人または中小企業が
 運営する、客席面積
 100m²以下の飲食店)

2020年4月から
 いずれか選択できます。

○屋内禁煙



○喫煙可能



※喫煙できる場所であることの掲示が必要

客・従業員ともに20歳未満の者は、喫煙専用室内に立入不可